

您好 神奈川

日本神奈川県

こんにちは神奈川

2005 春刊第 3 号第 13 册

さいがい そな はんしん あわじだいしんさい わん きかい さいがい そな
災害に備えて～阪神・淡路大震災から 10 年。この機会にあらためて災害への備えを～
防災～阪神・淡路大震災 10 周年。居安思危之刻～

かながわけん とうかいじしん かながわけんせいぶじしん せつぱくせい してき
神奈川県では、東海地震や神奈川県西部地震の切迫性が指摘され
ています。

ひとり
一人ひとりが災害への備えを

さいがい はつせい かつわい ぜん
災害は、いつ発生するかわかりません。皆さん一人ひとりが「自分
の身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という意識を持って
いただくことが何よりも大切です。この機会に、日ごろの備えにつ
いてもう一度確認しましょう。

かぞく はな あ さいがい そな
家族で話し合い、災害への備えを

①家族一人ひとりの役割分担②家屋の危険箇所チェック③家の中に
安全な空間を確保する（特に寝室）④非常持ち出し品のチェックと
入れ替え⑤災害時の連絡方法や避難場所の確認

※非常持ち出し品や避難場所については、お住まいの市町村防災
管課にご確認ください。（日本語のみ）

じしんはつせい！ そのときどうする

①まず、身の安全を守る…大きな揺れが続くのはせいぜい 1 分程度。
急いでテーブルや机などの下にもぐりましょう。

②火の始末と脱出口を確保する…揺れが大ききときは、揺れがおさ
まってから火の始末を。また、揺れの合間をみてドアや窓を開け、
まず、逃げ道を確保しましょう。

③危険なときは避難する…避難指示があったときは急いで避難しま
しょう。指示がなくても、激しい揺れで家具が倒れるなど危険を感じ
たときや、火災が発生して火が天井まで燃え移ったときは、ただち
に避難してください。

④正しい情報を集める…災害時には誤った情報が流れることが
ありますので、ラジオなどで正しい情報を入手するよう努めまし
ょう。また、しばらくの間は余震の危険がありますので、倒れかけ
た家や危険な看板などには近づかないようにしましょう。

【日本語での問い合わせ】

けんさいがいたいさくか
県災害対策課 TEL：045-210-3517

【日本語以外での問い合わせ】

けんがいこくせきけんみんそうだんまどぐち
県外国籍県民相談窓口 (P4)

神奈川県指出東海地震及神奈川県西部地震の迫切性。

人人都应有备无患

灾情随时随地都可能发生。因此，每个人都应该有一种“我们要
自己保护自己。我们的街道，要由咱们大家来守护”的重要意识。乘
此机会，让我们再重新确认一下日常准备是否充分吧。

和家人商议不时之刻

①与家人各自分派职责②查看房屋的危险处③确保家中的安全空间
（尤其是卧室）④时常点检和更换防灾用品⑤确认灾情发生时的联络
办法和避难地点

※防灾用品及避难地点，请您向就住的市町村防灾所管课确认。（仅限
日语）

地震了！怎么办

①首先确保自身安全…大的震动最多 1 分钟左右，尽快隐身于桌案下。

②处理好火情和确保出口…如果震动剧烈，要等摇动程度减轻时再处
理火情。趁震动的间歇，将门窗打开以确保有路可逃。

③危机四起时避难…请按避难指示进行避难。若尚无避难指示，但已
剧烈震动得家具倒下、火势蔓延到天井时，不用再想了，逃吧！

④收集正确信息…发生灾情时会传出许多错误信息。请尽量从收音机
等媒体收取正确信息。大震过后尚有余震的可能，请勿靠近倒塌的房
屋或布告栏。

【日文咨询】县灾害对策课 TEL：045-210-3517

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口 (P4)

かながわけんはんざい あんぜん あんしん すいしんじょうれい せいりつ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例が成立しました 成立了《推广建设神奈川县无犯罪的安全·安心街道活动》条例

犯罪のない安全で安心な社会を実現するためには、県、県民の皆さん、事業者の皆さんが一体となって、「自分の安全は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防犯意識を持つことが大切です。その上で、日常生活でできる防犯対策を進め、犯罪の起きにくい環境をつくることや地域における自主防犯活動を活性化させていくことが重要です。

そこで県では、「県民総ぐるみ」で犯罪のない社会に向けた取組みを展開し、犯罪の発生する機会を減らすための取組みの規範としての条例を制定しました。

○主な内容

- ・県、県民の皆さんそれぞれの責務、相互協力
- ・県民のみなさん等による安全・安心まちづくりの促進
- ・犯罪の防止に配慮した生活環境の整備 など

【日本語での問い合わせ】県安全・安心まちづくり推進課

TEL：045-210-3817

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

为实现一个无犯罪发生的安全社会，县政府、县民们及企业应该团结起来，具有“自己的安全自己守”、“自己的家园咱们守”的重要意识。并在日常生活中广泛推广防犯措施，建造一个难使犯罪发生的环境。此外，让地域的自主防犯活动活性化也十分关键。

县政府在《县民总括》中，认真研究了如何向无犯罪社会发展，并制定了减少犯罪机会发生的规范条例。

○主要内容

- ・县政府、县民们各尽其职、相互合作
- ・由县民们推广建设安全·安心街道的活动
- ・为防止犯罪，整顿好生活环境 等

【日文咨询】县建立安全·安心街市推进课 TEL：045-210-3817

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

あんぜん し どういん こうつうあんぜんきょうしつ し 「くらし安全指導員」による交通安全教室のお知らせ 由“生活安全指导员”举办的交通安全讲座

交通事故のない安全で安心なまちづくりをすすめるためには、県民の皆さん一人ひとりが交通ルールやマナーに関する意識を高めていただくことがとても大切です。

神奈川県では、「くらし安全指導員」が皆さんの地域、学校等におうかがいして、「交通ルールの基本やマナーについて知りたい」などのご要望に応える交通安全教室を開催しています。

交通安全教室の内容や時間等は参加する方の年齢や人数に合わせて、ご希望をお聞きしながら調整しますので、お気軽にご相談、お申し込みください。

なお、くらし安全指導員の派遣に費用はかかりません。

【日本語での問い合わせ】県交通安全対策課 TEL：045-210-3892

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kotu/cracian/index.html>
(日本語)

要建造一个无交通事故的安全街道，提高县民每个人对交通规则的认识十分重要。

在神奈川县，“生活安全指导员”可前往您所在的地区、学校，应邀举办“交通规则基本常识”的交通安全讲座。

交通安全讲座的内容和时间，可根据参加者要求对年龄和人数有所调整，请您随时咨询或报名。

此外，生活安全指导员不收派遣费。

【日文咨询】县交通安全对策课 TEL：045-210-3892

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kotu/cracian/index.html>

(日文)

じ どうしゃぜい し 自動車税についてのお知らせ 关于汽车税的通知

○自動車税とは

自動車をお持ちの方に対する県の税金です。

○納める方法・時期

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送られてくる納税通知書により、5月31日までに金融機関などで納めます。

○納める額

自動車の種類、用途、排気量、積載量などにより、それぞれ1年分の税額が決められています。

○名義変更

自動車を売ったときなどは、登録変更をしましょう。これを忘れますと、自動車をお持ちでない方に税金がかかることがあります。

【日本語での問い合わせ】お近くの県税事務所

県自動車税管理事務所 TEL：045-716-2111

県税務課 TEL：045-210-2321

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

○汽车税是什么

县政府向拥有汽车的人士征收的税金。

○缴纳方法・时间

为期截至4月1日的有车人士，请您按5月收到的纳税通知单，于5月31日之前到金融机关等处交纳税金。

○缴纳金额

根据车种、用途、排气量、装载量等，而制定了每辆车一年的税额。

○名义变更

如果您卖了汽车，请务必办理更换手续。如果您忘了办手续，那么即使您已经不再是车主，汽车税却依然会对您“衷心耿耿”。

【日文咨询】附近的县税事务所

县汽车税管理事务所 TEL：045-716-2111

县税務課 TEL：045-210-2321

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

かながわ国際施策推進指針を策定 制定推进神奈川国际措施的方针

幅広い連携と協働による平和な多文化共生社会の実現をめざして

県では、県民の皆さんから意見をいただきながら「かながわ国際施策推進指針」を策定しました。この指針は、今後、おおむね10年間を展望し、県民の皆さんなどと共通認識のもとに県が国際施策を展開するにあたっての考え方、方向性を示しています。

今後、施策の推進にあたっては、県民の皆さん、NGO・NPO、市町村、関係団体などと協働・連携しながら取り組んでいきます。

なお、この指針は県地区県政情報コーナー等でご覧いただけるほか、県のホームページでもご覧になれます。

【日本語での問い合わせ】県国際課 TEL：045-210-3748

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>
(日本語)

广泛合作、相互协助共同实现和平的多文化共生社会

本县参考县民们的意见制定了“推进神奈川国际措施的方针”。这项方针大体展望了今后10年，以县民们达成的共识为根基，提出了本县实施国际措施思想和方向性。

今后，为贯彻执行这一方针，县民们、NGO・NPO、市町村、及关连团体要携手合作，共同组织起来。

这项方针的具体内容您可在县地区县政信息之角等处，或本县的互联网上阅览到。

【日文咨询】县国际课 TEL：045-210-3748

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>
(日文)

あーすフェスタかながわ2005のおしらせ 地球节神奈川2005的通知

「あーすフェスタかながわ」は「みんなで育てる多文化共生」をテーマに、外国籍県民、NGO、ボランティアの皆さんなどが力を合わせてつくる国際交流のお祭りです。入場は無料です。お友達やご家族と一緒にぜひご来場ください。新しい友達もできますよ。

○開催日程 2005年5月14日(土)、15日(日)

○開催場所 地球市民かながわプラザ(あーすぶらざ)及び横浜市栄区民文化センター(リリス)

※JR根岸線「本郷台」駅より徒歩3分

○開催内容(予定) 世界各地の料理を味わえる世界屋台村、感動いっぱい民族音楽&舞踊ステージ、体験しながら楽しく学ぶワークショップ、NGOによる展示などもりだくさんの内容の2日間です。

【日本語での問い合わせ】あーすフェスタかながわ実行委員会事務局
(財団法人 神奈川県国際交流協会内)

TEL：045-896-2964 FAX：045-896-2945

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

【URL】<http://www.k-i-a.or.jp/earthfesta> (日本語)

地球节神奈川是以“大家共同培育多文化共生”为题，它由外籍县民、NGO、义务工作人员大家共同协力举办的国际交流节。免费入场。请和朋友、家人一起来吧！在这您还能结识新朋友呢。

○举办日期 2005年5月14日(星期六)、15日(星期日)

○举办地点 地球市民神奈川广场(地球广场)及横浜市荣区民文化中心(LILIS)

※从JR根岸线“本郷台”站步行3分钟

○举办内容(预定)

有可品尝世界各国美味的小吃摊点；动人心弦的民族音乐和舞蹈表演；可边体验边学的研究会；NGO的展品等内容丰富的2天活动。

【日文咨询】地球节神奈川执行委员会事務局

(財団法人 神奈川県国際交流協会内)

TEL：045-896-2964 FAX：045-896-2945

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

【URL】<http://www.k-i-a.or.jp/earthfesta> (日文)

身体障害者手帳をお持ちの方は更生医療が受けられます 有残疾人手册的人可接受苏生诊疗

身体障害者手帳をお持ちの方が、手帳に記載されている障害について、障害を軽くしたり、機能を回復するための医療(更生医療)を受ける場合には、事前の申請により医療の給付を受けることができます。指定された医療機関に入院又は通院したときの医療費のうち、保険治療分の自己負担分は公費で負担します。ただし、世帯の所得に応じて一部費用を負担していただく場合があります。

更生医療で受けられる医療には、白内障の手術、人工関節置換術、心臓ペースメーカーの埋め込み手術、腎臓病の方の人工透析療法などがあります。また、更生医療は身体障害者手帳をお持ちのHIV感染者の方も対象です。詳しくは、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

持有残疾人手册的人士，如果您为减轻手册上所载残疾的痛苦，或接受恢复机能的治疗(苏生诊疗)，根据您的事前申请可获得医疗补助。您在指定的医疗机构住院或看病的费用，公费将承担您保险治疗费用里自己负担的部分。但是，根据家庭收入也有请您负担一部分的可能。

可接受的苏生诊疗包括白内障手术、人工关节置换术、嵌入心脏起搏器手术、肾脏病人的人工透析疗法等。苏生诊疗对持有残疾人手册且是HIV的感染者也适用。详情请垂询就住的市町村残疾福祉担当课。

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口(P4)

中学校卒業程度認定試験

初中毕业水平认证考试

中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した方には高等学校の入学を志願する資格(高校入試を受ける資格)が与えられます。

○受験資格 次のいずれかに該当する方が受験できます。

(日本の国籍を有しない方)

2006年3月31日までに満15歳以上になる方

(日本の国籍を有する方)

2006年3月31日までに満16歳以上になる方

○試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

○試験日 11月上旬

○その他、詳細は7月頃に発表されます。

这是由日本国家举行的初中毕业水平学历考试。合格者将获得报考高中的资格(参加高中入学考试资格)。

○报考资格 符合下列任何一项均可报考。

(无日本国籍者)

至2006年3月31日年满15岁以上者

(有日本国籍者)

至2006年3月31日年满16岁以上者

○考试科目 国语、社会、数学、理科、外语(英语)

○考试日 11月上旬

○其他详情于7月左右公布。

【日本語での問い合わせ】県教育庁義務教育課

TEL: 045-210-8217

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口

【日文咨询】县教育局义务教育课 TEL: 045-210-8217

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口

家庭内の暴力も「犯罪」です 家庭暴力也是“犯罪”

日本には配偶者からの暴力の被害者を保護するための法律があります。この法律は、日本にいる外国人にも適用されます。

○配偶者からの暴力とは 身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれます。

○一人で悩まないで相談を 暴力はふるう側が悪いのです。県内にはあなたの悩みを受け入れてくれる相談機関があります。自分や子どものためにも、まず相談してください。相談窓口等を掲載した外国語版リーフレット(英語・中国語・ハングル・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語)を、県の相談機関や国際交流関係施設等で無料配布しています。

日本为保护受配偶暴力的被害者而制定了法律。这项法律对居住在日本的外国人也一样适用。

○受配偶的暴力 不单指对身体的暴力,也包括精神暴力和性暴力。

○不要独自苦恼 施暴就是错!本县为帮您解决烦恼设立了咨询机构。为了您自己、为了孩子,请前来咨询。在县咨询机构及国际交流相关设施等处免费发放载有详细咨询窗口的日文宣传册(英语·汉语·韩语·西班牙语·葡萄牙语·泰语·他加禄语)。

【日本語での問い合わせ】県かながわ女性センター研究情報課

TEL: 0466-27-2114

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口

【日文咨询】县神奈川女性中心研究信息课

TEL: 0466-27-2114

【日文外的咨询】县外籍县民咨询窗口

県外国籍県民相談窓口(中国語) 县外籍县民咨询窗口(中文)

名称	地点	咨询日	受理时间	电话号码
县外籍县民咨询窗口	神奈川県民中心2楼	毎星期四・第4星期二	9:00~16:00	045-321-1339
县外籍县民法律咨询窗口		第4星期四	13:30~16:00	

另设有英语·韩语·西班牙语·葡萄牙语·泰语·他加禄语咨询窗口。

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo.htm>